

食品中の放射性物質検査について

1 本県の状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した平成 23 年度に、放射性物質により汚染された牛肉が県内に流通した事件があった。そのため、県民の不安払拭を目的とし、食品等の行政検査（収去検査）を開始した。

これまで、2,800 件以上検査を行ったが、放射性物質を検出した例はなく、また、近年、県民から、食品中に含まれる放射性物質についての相談は寄せられていない。

2 周辺各県の状況

令和 2 年 2 月に、中国、四国、九州地方の 17 県（本県を含む）を対象に、当該検査の状況についてアンケート調査を実施したところ、別紙のとおりであった。

（概要）

検査を実施している	: 7 県
検査を実施していたが、廃止した	: 3 県
検査を行っていない	: 7 県

検査を実施した全自治体において、放射性物質を検出した例はない。

3 今後の検査体制

以下の理由により、今後特別な事件が発生しない限り、放射性物質についての行政検査を終了することとしたい。

- (1) 国が策定する「原子力対策本部ガイドライン」において、検査対象物は生産管理が困難な山菜、きのこ類、湖沼の天然魚等とされ、本県内に流通する可能性は、ほぼない。また、検査対象自治体は縮小する方向で改正されている。
- (2) 中国、四国、九州地方の県の半数以上が放射性物質についての行政検査を行っていない。
- (3) 本県及び周辺自治体において放射性物質を検出した例はない。
- (4) 県民から、食品中に含まれる放射性物質についての問い合わせが寄せられていない（当初の検査の目的は達成された）。

輸出水産食品等において、放射性物質の検査結果の添付を要する相手国があることから、県民、事業者等からの依頼に基づく検査を行う機器は農林水産部において整備される。